0 声 心のブ 貴方と 私 0 命

般

佐野真由美

般

賽村身通 峡 食 米城山しや索お付馬 銭のの潤 谷 べ 価山風んよ道的が見 のかとのとは生格ののしなののりず原 んいせて 響けよ くぼし

ひこむ るしマ むこむ しママレード合室のマスク 初り初 御の日 空雪記 nit

奈子

活花摘 ばる 0 西菊菊 田池池 三工高枝藤田 古開 梅田 村

13 の宮谷文子さん (鶴ヶ田) 5 田 作

#### 3月の当番医

野田医院(電話72-0307) 3月 8日 矢部広域病院(電話72-1121) 瀬 戸 病 院(電話75-0111) そよう病院(電話83-1122) 3月28日 高田整形外科(電話72-1007)

### 山都町の人口

〔平成27年1月31日現在〕

7,961人 (-24) 女 8.563人 (-28) 16.524人 (-52) 世帯 6,663戸 (-16)

※()は前月比 ※最高齢は106歳〔女性1人〕 ※平成27年1月の出生者数 7人 ※平成27年1月の死亡者数

## 山都町観光案内所

美智 素智 引

# **27**72-1054



平成27年3月1日(日) ~3月31日(火)まで 水曜日定休日



も感動させられます。 私が出逢った野鳥をレンズ

で捕らえました。

甲佐町教育委員会

29人

た。思い返せば、私がまだこの担当にな る前に前任者から写真を撮ってくるよう に頼まれて初めて伺った行事で、言うなれば人生初の取材先になります。あの神 れは人生物の取材だになります。あの神 楽の笛の音色は今も頭の中に残ってい て、事あるたびに頭の中で流れ続けて います。今年もまたあの音色を聞けて嬉 しく感じ、またあの頃のカメラの電源の

しく感じ、またあの頃のカメラの電源の入れ方すら分からなかった時期を懐かしく思い返しながら、深夜まで楽しませていただきました。 今年になり3月も間近に迫っています。 1月は「行く」、2月は「逃げる」、3月は「行く」、2月は「近げる」、3月は「方」と昔から言うように、月日の経つのが早く感じます。今年度も残すところ約1ヶ月。「あれをしておけばよかった。」などのやり残しが後になって出てこないように、今一度気を引き締めて頑張りた。 ように、今一度気を引き締めて頑張りたいと思います。

②

5 常

梶原

瀬

か和

う



# 自然の中で懸命に生きてい る多くの野鳥たちの姿にいつ

出展者:熊本野鳥の会 会員

野口正史

# 軽自動車の各種手続はお済みですか?



軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有(使用)者に課税されます。

軽自動車を他人に譲渡した場合や解体業者等に引き渡した場合も、平成 27 年 3 月 31 日までに廃車又は名義変更等の手続きが完了していないと"所有している"ということに なり、平成27年度も軽自動車税が課税されますので、ご注意ください。

各種手続は、車種により受付場所が異なります。下記の受付場所にて速やかに手続き をされますよう、お願いします。

また、死亡者名義の車両につきましても、必ず名義変更等の手続きをお願いします。

なお、廃車の手続きにはナンバープレートが必要となりますので、車両を処分される場合は、必ず保管して ください。

車種(排気量等)	受付場所・問	引い合わせ先	注意点
原動機付自転車	山都町役場本庁 私	兑務住民課	・廃車の手続きをする際には、廃車車両のナンバー
(125cc 以下)	Γ	TEL 72-1128	プレート及び印鑑をご持参ください。
	清和総合支所 希	<b>総務住民課</b>	・ナンバープレートを紛失された場合は、弁償金と
	I	TEL 82-2111	して 200 円をいただきます。
小型特殊自動車	蘇陽総合支所	<b>総務住民課</b>	・各種手続に必要な書類等は、左記までお問い合わ
(農耕作業用、その他)	Т	TEL 83-1111	せください。
	もしくは、最寄りの市区町村役場		
	軽自動車検査協会熊本事務所 TEL 050-3816-1758		・引越しや売買等により、所有者の住所や名義等が
軽三輪車・軽四輪車			変わった場合は「変更登録」又は「移転登録」な
(660cc 以下)	〒 862-0902		どの手続きが必要です。 ・各種手続に必要な書類等は、左記までお問い合わせください。
	熊本市東区東本町 16番3号		
軽二輪車	熊本運輸支局		
(125cc 超~ 250cc 以下)	TEL 050-5540-2086		
小型二輪	₹ 862-0901		
(250cc 超)	熊本市東区東町47	厂目 14番 35号	

# 春季全国火災予防週間について

## 「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」

この統一標語で全国一斉に春季火災予防運動が実施されます。 期間は3月1日(日)から7日(土)の7日間です。

本年度の重点目標は次の6つです。

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (4) 製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進
- (5) 多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底
- (6) 林野火災予防対策の推進

これから、火を使う機会が増え、さらに空気が乾燥するなど、火災の発生しやすいシーズンを迎えます。 火の取り扱いには注意し、山都町から火災を出さないようにしましょう。

◆住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

#### 《3つの習慣》

- ○寝たばこは絶対やめる。
- ○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ○ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 《4つの対策》

- ○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ○寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ○火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



